

石綿による健康被害の救済に関する医学的判定結果について

環境省



環境大臣は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、(独)環境再生保全機構からの申し出に対する医学的判定を、平成 20 年 10 月 3 日に行いました。

今回の判定では、医療費等に係る 82 件、特別遺族弔慰金等に係る 9 件の医学的判定を行ないました。詳細は以下のとおりです。

なお、これらのうち、石綿吸入による当該指定疾病にかかったかどうか判定できなかったものについては、(独)環境再生保全機構から申請者又は医療機関に対し判定に必要な資料の提出を求め、再度判定を行なうこととなっています。

①医療費等の申請に係る医学的判定結果状況

石綿吸入による認定疾病と判定するもの…45 件(過去累計:1814 件)

石綿吸引以外の要因によると判定するもの…5 件(過去累計:479 件)

石綿吸入による指定疾病にかかったかの判定ができないもの…32 件(過去累計:275 件)

②特別遺族弔慰金等の請求に係る医学的判定結果状況

石綿吸入による認定疾病と判定するもの…2 件(過去累計:111 件)

石綿吸引以外の要因によると判定するもの…0 件(過去累計:204 件)

石綿吸入による指定疾病にかかったかの判定ができないもの…7 件(過去累計:67 件)

当社では、空気中のアスベストや建材中のアスベスト分析に対応し、お客様のリスク管理のお手伝いをする事が可能です。疑問点・お困りのことなど、まずは、お気軽にご相談ください。

資料 2008 年 10 月 3 日付 環境省ホームページ

品質検査箇所 加藤吉紀